

預けて安心！ 自筆証書遺言書保管制度

全国の
法務局※で
ご利用いただけます。

※本局・支局等合計312か所

遺言書の保管の申請には
手数料 **3,900円**が
かかります。

あなたの
大切な遺言書を
守ります



遺言書ほかんガルー

令和2年
7月10日(金)
開始

▶ 手続には予約が必要です

法務局手続案内予約サービス専用ページ

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

※予約は令和2年7月1日(予定)から可能です。



法務省民事局

(詳しくは法務省のホームページへ)

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



本制度に係る全ての手続には予約が必要です。

あなたの大切な
遺言書を守ります

甲府地方法務局からのお知らせ

令和2年7月10日(金)から全国の法務局(遺言書保管所)※で「自筆証書遺言書保管制度」が始まり、ご自身で作成した遺言書を法務局(遺言書保管所)で預かることができるようになりました。

(※全国で312か所の法務局)

ご自身で作成した遺言書をご自宅等に保管する場合には、紛失や破棄、改ざん等が心配されるところです。しかし、法務局(遺言書保管所)でお預かりすることにより紛失等のおそれもなく、また、誤って他人が遺言書を開封してしまうこともありません。

そのほか、法務局で保管している遺言書は家庭裁判所の検認がなくとも相続等の書類として使用できるため、相続人等が、速やかに相続に関する手続きを進めることも可能です。

すでに自筆証書遺言書を作成されている場合は、その遺言書をお預かりすることが出来ます。

ただし、保管手続には予約が必要ですのでご注意ください。自筆証書遺言書の保管を申請する場合は、法務省のホームページからご予約いただくか、または、申請する法務局(遺言書保管所)に直接ご連絡ください。

手続の詳細な内容を知りたい方は、法務省ホームページ、または、申請する法務局(遺言書保管所)までお問合せ願います。

○お問合せ

甲府地方法務局鯉沢支局(総務係)
☎ 055612210148